

# 介護予防通所リハビリテーション利用料金表

(介護老人保健施設 国府の里)

令和3年8月1日現在

〈基本利用料〉 ※基本利用料については介護保険負担割合証の1割負担相当分の表示

介護度	料金(月額)
要支援 1	2,053 円
要支援 2	3,999 円

〈各種加算(該当する場合には加算されます)〉

区分	費用等	内容
生活行為向上 リハビリテーション 実施加算	6月以内 562 円 (1月につき)	生活行為の内容の充実を図るための目標及び実施内容をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定め支援した場合
12月超減算	要支援 1 ▲20 円 (1月につき)	利用開始日の属する月から起算して12月を超えた期間について減算
	要支援 2 ▲40 円 (1月につき)	
運動器機能向上加算	225 円 (月額)	個別の実施計画書の作成、実施、記録評価の一連のプロセスを実施した場合
栄養アセスメント 加算	50 円 (1月につき)	管理栄養士を1名以上配置し、医師等、関係する職種の職員が共同して栄養アセスメントを実施し、説明し、さらに、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
栄養改善加算	200 円 (1月につき)	栄養ケア計画の作成、実施、評価等の一連のプロセスを行い、必要に応じ自宅を訪問するなどして栄養改善サービスを実施した場合
口腔・栄養スクリーニング加算 (I)	20 円 (6月1回限度)	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態の確認を行い、担当介護支援専門員に情報提供した場合(栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算との併用不可)
(II)	5 円 (6月1回限度)	同上(栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算を算定しており加算(I)を算定できない場合にのみ算定可能)
口腔機能向上加算 (I)	150 円 (1月につき)	口腔機能改善のための計画の作成、実施、評価等の一連のプロセスを実施した場合
(II) (いずれか1つ)	160 円 (1月につき)	(I)の要件に加え、当該情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
選択的サービス複数 実施加算 (I)	480 円 (月額)	運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち、2種類のサービスを1月に2回以上を行っていること
(II)	700 円 (月額)	運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち、3種類のサービスを1月に2回以上行っていること
事業所評価加算	120 円 (月額)	利用者の要支援状態の維持・改善割合が一定以上となった場合に評価選択的サービスを60%以上の利用者が行った場合
科学的介護推進体制 加算	40 円 (1月につき)	利用者の心身の状況等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け、必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直すなど、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
サービス提供体制 強化加算 (I)	要支援 1 88 円 要支援 2 176 円 (月額)	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が70%以上の場合、又は、介護職員総数のうち勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上の場合

(Ⅱ)	要支援1 72円 要支援2 144円 (月額)	介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合
(Ⅲ)	要支援1 24円 要支援2 48円 (月額)	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が40%以上の場合、又は、介護職員総数のうち勤続7年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上の場合
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	「(1)基本料金及び各種加算料金」において該当する料金を1月あたりで合算し、その合算額の47/1000に相当する金額	
(Ⅱ)	「(1)基本料金及び各種加算料金」において該当する料金を1月あたりで合算し、その合算額の34/1000に相当する金額	
(Ⅲ)	「(1)基本料金及び各種加算料金」において該当する料金を1月あたりで合算し、その合算額の19/1000に相当する金額	
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)	「(1)基本料金及び各種加算料金」において該当する料金を1月あたりで合算し、その合算額の20/1000に相当する金額	
(Ⅱ)	「(1)基本料金及び各種加算料金」において該当する料金を1月あたりで合算し、その合算額の17/1000に相当する金額	
新型コロナウイルス感染症への対応	新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、基本料金に0.1%を上乗せする。(令和3年9月末まで)	

〈その他の料金〉

区 分	料金(月額)	備 考
食 費	690円	昼食1食あたり
日常生活品費	153円	石鹸・シャンプー・ティッシュペーパー・お茶・おしぼり・バスタオル等、利用者の皆様が日々共通で使用するものの費用
教養娯楽費	102円	レクリエーション等の材料費、教養関係費用等
オムツ代 (1枚あたり)	132円	紙オムツ
	153円	紙パンツ
	51円	パット
文 書 料 1通当たり (消費税含む)	5,500円	診断書(保険・年金・生命保険等)
	3,300円	情報提供書(紹介状)
	3,300円	補装具・車椅子交付・修理意見書
	550円	文書等(写し) 領収書(写し)

\*オムツは基本的には各自持参となります。

〈キャンセル料〉

連絡の時期	キャンセル料	備 考
サービス利用開始日前日 15:30迄	いたしません。	—
〃 全日 15:30以降	食事相当額(昼食)	連絡が無い場合、理由を問わず徴収いたします。